

水質監視機器更新工事 仕様書

施工条件

1 工程関係

- (1) 工期は雨天・休日等を見込み、契約の翌日から令和8年11月30日までとする。
- (2) 工事を施工しない日及び時間帯
 - ① 工事を施工しない日は、原則として、土曜日、日曜日、夏季休暇（8月13日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）とする。ただし、事前に監督員と協議し承諾を得た場合は、この限りでない。
 - ② 工事を施工しない時間帯は、原則として、平日の午後6時から午前8時までとする。ただし、緊急を要する場合や夜間工事を必要とする場合など、事前に監督員と協議し承諾を得た場合は、この限りでない。
- (3) 週休2日工事
 - 対象外工事 本工事は、週休2日工事（発注者指定方式）の対象工事ではありません。
 - 対象工事 本工事は、週休2日工事（発注者指定方式）の対象工事です。
 - ① 週休2日（4週8休以上）となるように現場閉所日を設定し、施工計画書に記載すること。
 - ② 施工計画書に従い、現場閉所を実施すること。
 - ③ 施工計画書に記載した現場閉所日を変更する場合は、事前に監督員と協議し承諾を得ること。
 - ④ 掲示板を作成し、週休2日を実施する工事である旨を公衆の見やすい場所に明示すること。
 - ⑤ 現場閉所の実施状況が現場閉所率28.5%に満たない場合は、経費補正分を全額減額変更されるとともに、工事成績評定において減点されるので注意すること。
 - ⑥ 週休2日工事の実施に当たっては、「上田市週休2日工事試行要領」に基づき行うこと。
 - ⑦ 週休2日の対象外とする作業と期間は、下記のとおりとする。

作業	期間	備考

2 施工計画

- (1) 施工計画書は設計図書、「電気設備工事共通仕様書」「機械設備工事共通仕様書」（公共建築協会）「厚生労働省監修水道施設指針」、当特記仕様書及び現場条件等を考慮し、速やかに提出すること。
- (2) 変更契約後は変更施工計画書を作成し提出すること。

3 周辺環境保全関係

- (1) 工事箇所が浄水場内であるため、衛生管理には十分注意し、油類等の漏れが無いように対策を講じて施工すること。また、工事に伴う騒音・振動・粉塵等にも配慮すること。
- (2) 建設機械・設備は排出ガス対策型機械使用を原則とする。
- (3) 現場発生土等各種資材を搬出時には、運搬車両等から土砂を確実に除去してから一般道へ出ること。
なお、一般道が当該工事による原因で汚れた場合は、請負者の責任において処理すること。
- (4) 過積載防止関係
 - ① 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。

- ② 過積載を行っている資材業者から資材を購入しないこと。
- ③ 資材等の過積載を防止するため、土の処理及び骨材等の購入にあたっては、下請業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ④ 下請契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- ⑤ 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

4 安全対策関係

- (1) 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練教育等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により、工事期間中、月あたり半日以上時間を割り当てて、安全・訓練等の教育または、周知徹底を実施するものとする。
- (2) 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出すること。
- (3) 安全訓練等の実施状況を工事報告に記録し報告するものとする。

5 労働福祉の改善等について

- (1) 労働者の確保を図ること並びに、労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

6 産業廃棄物関係

- (1) 産業廃棄物は関係法令に基づき適正に処理し、関係書類を提出すること。
- (2) マニフェストは各種類2台分ずつの写しを提出のこと。(最初と最後の車両分とし、A+B2表・D+E表でA4版に縮小コピーする。)
- (3) 建設リサイクル法関係書類を着工前に提出すること。

7 コリنز (CORINS) の登録について

- (1) 請負者は受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス (CORINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正に工事实績情報として、「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録期間に登録申請しなければならない。(ただし、工事請負代金額500万円以上2500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。)

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

8 特定建設資材処分・建設発生土 ※本工事は該当なし

- (1) 特定建設資材 (As塊・Con塊・建設資材木材等) の処分費・運搬費は、設計書にて処分場を想定し運搬距離を設定しているため、請負者の都合による処分先の変更は原則として設計変更しない。
- (2) 建設発生土は下表記載の処分先・処分方法ありきではなく、積極的に工事間流用や受入れ地を検討し、処分する際には、必要な書類 (処分地位置・平面横断形状・運搬ルート・写真・処分方法と費用・土地の所有や法規制の状況等を明示するもの) を提出して監督員と協議すること。なお、協議が整った場合は設計変更するが、その際には処分土量・運搬距離・処理方法が分かる資料、処分料を要した場合は支

払い証明書類及び処理前後と処理中の写真を提出すること。

また、残土（発生土）の処分先や活用については、法規制の状況に留意したうえで普段から場所の確保や活用に努めること。

搬出先（参考）	処分方法	運搬距離（参考）

9 再生資源利用促進

- (1) 工事目的物に要求される機能を確保し、再生資源の利用に努めること。また再生資源化施設の活用を図ることにより、再生資源の利用を促進すること。
- (2) 再生資源の利用促進への取り組み方針、再生資源により設計されている工事材料の選定、施工等、及び、工事に使用する再生資材の選定、施工等について施工計画に定めること。

10 再生資源利用等実施書の提出

- (1) 受注者は、施工計画書提出時に、「再生資源利用計画書」「再生資源利用促進計画書」を作成し、発注者へ提出、説明のうえ公衆の見えやすい場所に掲示すること。

提出様式は、原則として COBRIS（建設副産物情報交換システム、通称コブリス）を利用して作成すること。これにより難しい場合は監督員との協議により、「建設リサイクル報告様式（Excel）」によることも可能とする。対象は「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）」による。

11 処分量の確認

- (1) 建設副産物の処分量を確認するため、監督員から請求書・伝票等の提示を求められた場合は応じなければならない。

12 暴力団員等からの不当要求に対する報告

- (1) 受注者（受注者の下請負人等を含む）は、当該契約の履行に当って、暴力団員又は暴力団関係者から不当要求を受けたときは、遅滞なく警察に通報するとともに、市へ報告すること及びその他必要な措置を講ずるようにしなければならない。

13 法定外労災保険の付保

- (1) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。受注者は、保険契約の証券またはこれに代わるものを監督員に提示することとする。

14 守秘義務

- (1) 受注者は、本工事で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
 - ① 貸与された資料のうち氏名等の個人情報が含まれるものを複写した場合は、工事終了時に細密裁断等により、第三者が復元できない方法で確実に処分しなければならない。
 - ② 本工事で貸与された資料を、本工事以外の目的に使用してはならない。

15 上田市地元企業優先に係る実施方針について

(1) 下請け業者の市内業者優先選定

受注者は、本工事（業務）の一部を下請に付する場合は、上田市内に本店（社）を有する者の中から優先して選定するように努めるものとする。

(2) 市内製品の優先使用

受注者は、建設資材等を調達するに当たり、上田市内の工場等で生産・製造・加工されたもの、または上田市内代理店等を仲介して販売しているものを優先活用するように努めるものとする。

一般仕様

1 目的及び施工範囲

本工事の請負者（以下乙という）は、発注者（以下甲という）監督員の指示及び設計図書に従い、水質監視機器更新工事として、染屋浄水場第2配水池の遊離塩素計、石舟浄水場の遊離塩素計、石舟浄水場原水の濁度計、及び泉町水源地原水の濁度計を更新設置するものである。

2 疑義

工事設計図書の内容について疑義が生じた場合は甲乙協議し、甲の指示に従うものとする。

また、工事の施行上必要があれば実施施工図を提出し、甲の承認を得て変更することができる。

3 法令及び条例等の適用

本工事の施工に際しては、下記の関係法令及び規定に則り施工することとする。

- (1) 水道法
- (2) 地方公営企業法
- (3) 建設業法
- (4) 労働安全衛生法
- (5) 公害対策基本法
- (6) 水質汚濁防止法
- (7) 建築基準法
- (8) 消防法
- (9) 上田市財務規則
- (10) 上田市上下水道局水道工事標準仕様書
- (11) その他関係法令、条例

4 適用規格・基準

本工事の施工に際しては、下記の関係規格及び基準に則り施工することとする。

- (1) 日本工業規格（JIS）厚生労働省監修水道施設設計指針・維持管理指針
- (2) 日本水道協会規格（JWWA）土木工事安全施工技術指針
- (3) 日本電気工業会標準規格（JEM）
- (4) 電気学会規格調査会標準規格（JEC）
- (5) 厚生労働省監修水道施設設計指針・維持管理指針
- (6) 土木工事安全施工技術指針（長野県土木部）
- (7) 土木工事施工管理基準（長野県土木部）
- (8) 機械設備工事共通仕様書（国土交通大臣官房長官庁営繕部）

- (9) (解説) 電気設備の技術基準 (経済産業省資源エネルギー庁)
- (10) 電気・機械設備工事共通仕様書 (公共建築協会)
- (11) 水道施設の技術的基準を定める省令
- (12) 建設工事公衆災害防止対策要綱及び建設副産物適正処理推進要綱
- (13) その他関係規格・基準

5 積算

本設計書は、令和7年度の厚生労働省標準歩掛を基準とし、積算単価は令和8年1月29日適用である。また、物価の変動による資材費の変更は単品スライド条項を運用する。

機器費及び一部材料費については見積単価を採用している。

また、経費の積算においては、厚生労働省の国庫補助歩掛基準により、機器費を購入費扱いとし共通仮設費の対象となる直接工事費には含めないものとする。

なお、機器設置等に係る歩掛は公益社団法人日本下水道協会発行の『下水道用設計積算要領-ポンプ場、処理場施設(機械・電気設備)編』2016(青本)、「下水道用設計標準歩掛表」令和5年度第2巻ポンプ場・処理場(白本)、長野県積算基準及び標準歩掛「下水道編」を適用している。

6 事務手続き

乙は、本工事の施工にあたり、関係官公庁等に対し、必要な一切の事務手続きは乙の責任において速やかに処理し、その旨甲に報告するものとする。

7 主任技術者

乙は、本工事契約一週間以内に主任技術者及び現場代理人を定め、甲に届けることとする。

8 提出図書

乙は次の工事関係図書類を提出すること。

(1) 乙は下記の書類及び承認図を提出し、甲の承認を受けた後機器の発注をすること。

- ① 施工計画書
- ② 機器外形寸法
- ③ 機器仕様・電気器具仕様・明細書
- ④ 機器据付・電気器具取付・施工図
- ⑤ 配管図・配線図

(2) 乙は工事完了後、維持管理に必要な下記の竣工図を提出することとする。

- ① 機器試験成績表
- ② 構成図
- ③ 機器据付・電気器具仕様・完成図
- ④ 配管接続図・電気配線接続図
- ⑤ 機器・器具取扱説明書
- ⑥ 工事写真
- ⑦ 試運転結果書
- ⑧ その他必要と認めるもの

9 資材検収

本工事に使用する機器は監督員が製品検査を行い、合格と認めたものを使用すること。

10 総合試運転

乙は工事完了後総合試運転を実施し、甲が各機器の機能を十分発揮していると認められるまで調整を行うものとする。

11 竣工検査

本工事の検査は甲が定める規程により行い、中間及び竣工検査を実施することとする。

12 保証期間

本工事における機器類の保証期間は竣工検査合格後2ヶ年とする。

保証期間中の乙の責任に帰すべき原因（機器の不良）による事故が発生した場合には、無償にて補修または新品に交換することとする。

特記仕様

1 工事概要

本工事は水質監視機器更新工事として、石舟浄水場沈殿水の濁度計、合計 1 台を設置するものである。

- (1) 石舟浄水場 濁度計（沈殿水） 1 台

2 機器仕様

下記の仕様を満たす機器であること。

(1) 濁度計

① 設置条件

- ・測定対象：石舟浄水場の沈殿水濁度
- ・試料水条件：0 ～ 40℃（凍結しないこと）、圧力 0.02 ～ 0.3 MPa
- ・設置箇所：屋内
- ・電源電圧：AC 100 V / 60 Hz

② 機器条件

- ・測定方式：表面散乱光方式
- ・測定範囲：0 ～ 100/1000 （2 レンジ）
- ・測定単位：度
- ・最少表示：1
- ・表示方式：液晶デジタル
- ・伝送出力：DC 4 ～ 20 mA（絶縁型）（負荷抵抗 600 Ω 以下）
- ・レンジ切替：2 レンジ
- ・接点信号出力：濃度上限警報、機器異常、電源断、保守中（洗浄・校正）
- ・接点信号入力：自動洗浄開始、自動ゼロ校正開始
- ・設置方法：自立架台

③ 通信条件

- ・通信方式：インターフェース RS-485 準拠（絶縁）
- ・アナログ信号出力 DC 4 ～ 20 mA（既設外部テレメータ計器 M システム製）

④ その他必要な性能

- ・自動洗浄及び自動ゼロ校正機能を有し、検出器エアカーテン付きであること。
- ・校正方法：ランプ OFF によるゼロ校正（自動校正ができること）
- ・結露対策：冬期間は設置箇所周辺が低温度になる為、結露対策機能を備えていること。
- ・予備用として光源ランプ 2 個を別途見積りに計上すること。

3 施工範囲

- ・機器据付工 : 濁度計（沈殿水）
- ・試運転調整工 : 濁度計、監視装置ループ試験
- ・電気工事 : 配線工
- ・配管工事 : サンプリング管給水工

機器については、試料水配管の接続、電源、伝送信号線の接続、試運転調整を施工する。
監視システムについては、試運転調整（ループ試験）を施工する。

4 その他

本工事の施工にあたり、疑義が生じた場合には担当者と協議の上決定するものとする。